

霧島市農業委員会 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年11月29日
霧島市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

本市の農業の特徴は、霧島山山系から平野部を経て錦江湾まで流れる天降川の流域に田園が広がる自然豊かな立地条件を活かした多様な農業が営まれていることから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るために、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業の構築のために農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、霧島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、長期的な目標として10年後を目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行なう。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現状 (令和6年3月)	5, 480. 0 ha	510. 0 ha	9. 3%
3年後目標	5, 480. 0 ha	484. 5 ha	8. 8%
目標 (令和15年3月)	5, 480. 0 ha	459. 0 ha	8. 4%

注：「管内の農地面積」は、鹿児島農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又は班編成による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規程による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規程による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査の実施時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林

水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行なっていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農業委員会サポートシステムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構(以下「機構」という)への貸付けを推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (令和6年3月)	5, 480. 0 h a	2, 069. 0 h a	37. 8%
3年後目標	5, 480. 0 h a	2, 110. 0 h a	38. 5%
目標 (令和15年3月)	5, 480. 0 h a	2, 182. 4 h a	39. 8%

注1:「管内の農地面積」は、鹿児島農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

注2:目標の令和15年3月の経営体数は、霧島市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(平成18年8月31日策定、令和5年9月30日変更)による。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第3項で、農業委員会の役割が「農地所有者等の意向確認」と「地域の話し合いへの参加」に重点化・明確化されたことを踏まえ、市農業委員会の農業委員と推進委員の活動目標を以下のとおり設定する。

○農業委員・推進委員の活動目標

① 農地所有者等の意向確認

市が31年から取り組みを開始した『農地「貸したい」「借りたい」総点検活動～農業委員・推進委員「1・5・一絵(いちごいちえ)」活動～』を計画的・継続的に実施する。

なお、1委員、1ヵ月当たり5戸の農地利用の意向確認を目標にする。

② 地域の話し合いへの参加

市が実施する地域における農業者等による協議の場（「地域計画」の話し合い）に委員等は出席する。その際、以下の役割を担う。

1. 参加の呼びかけや話合いが前向きに進むような助言等（必須）
2. 意向確認結果報告（必須）

なお、進行・取りまとめ等（任意）の役割は、できる委員は積極的に取り組む。

注：本活動目標の取り組み状況については、四半期毎に進捗状況を把握・情報共有し、翌期の取り組みの改善に役立てることとする。

③ 「地域計画」の作成・見直しについて

委員会として、地域ごとに人と問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来を描く「地域計画」の作成と見直しに協力する。

④ 機構等との連携について

委員会は、市、機構、農協等と連携し、（ア）機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を推進する。

⑤ 農地の利用調整と利用権設定（農地バンク）について

管内の農地利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権（農地バンク）を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域においては、地域に応じた取り組みを推進する。

⑥ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て機構を通じて利用権設定（農地バンク）ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

（1）新規参入の促進目標

新規参入者数 (新規参入者取得面積)	
現状 (令和6年3月)	59 経営体 (21.4 ha)
3年後目標	70 経営体 (25.6 ha)

目標 (令和15年3月)	88 経営体 (32.1ha)
-----------------	--------------------

注1：現状については、令和5年度の新規参入経営体数（取得面積）。

注2：目標の令和15年3月の経営体数は、霧島市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成18年8月31日策定、令和5年9月30日変更）による。

（2）新規参入の促進について

① 関係機関との連携

委員会は、鹿児島県、機構、霧島市、あいら農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんを推進する。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 委員会のフォローアップ活動について

委員等は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図る。

（3）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（法人を含む）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力